

浦添市立中央公民館における定期利用団体の登録等に関する要綱

令和4年12月8日

一部改正 令和5年11月30日

教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、浦添市立中央公民館（以下「公民館」という。）を定期利用する団体において、市民の主体的な学習活動を施設利用の側面から支援するため、登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 登録ができる団体は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 公民館を定期的に月1回以上利用すること。
- (2) 自主的な学習活動を主たる目的とし、学んだ成果を持続可能な地域づくりにつなげている団体であること。
- (3) 構成員が5名以上であること。
- (4) 構成員の半数以上の者が市内に居住、通勤又は通学する者であること。
- (5) 代表者が市内在住者であること。なお、講師は代表者にはなれない。
- (6) 市民に広く開かれ、入会及び退会が自由であること。
- (7) 塾や各種教室のように講師が中心となって活動を行っていないこと。
- (8) 会員の親睦交流のみを活動の目的としていないこと。
- (9) 公民館が主催する行事に積極的に参加できること。
- (10) 会員から徴収する会費は、主たる活動費に充て経理が明らかであること。
- (11) 講師への報酬は、公民館が主催する講座の講師謝礼金の額に準じ7千円以内であること。
- (12) 営利目的、政治的及び宗教的活動は行わないこと。
- (13) 会計及び団体情報について、教育委員会から照会があったときは、その求めに応じること。

(登録の申請)

第3条 新たに登録を受けようとする団体は、公民館が実施する登録説明会に参加し、「浦添市立中央公民館団体登録申請書」（様式第1号）を公民館に提出しなければならない。

(登録の認定)

第4条 公民館は前条の申請書を受理し、登録基準を満たしているか審査を行い、登録された団体には「浦添市立中央公民館定期利用団体登録証」（様式第2-2号）を交付するものとする。

2 前項の登録の有効期間は年度の末日までとする。

(予約の優先)

第5条 登録を受けた団体は、利用する月の2か月前から施設の予約をすることができる。ただし、利用希望日が次と重複するときは、この限りではない。

- (1) 市の主催行事があるとき
- (2) その他、特に社会教育推進課長が必要と認めるとき

(使用料の減免)

第6条 登録を受けた団体は、浦添市中央公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条に基づき、使用料の減免を受けることができる。

(登録内容の変更等)

第7条 登録申請書に記載された内容に変更が生じたときは、「浦添市立中央公民館団体登録変更届」(様式第3号)を公民館に提出しなければならない。

- 2 活動を解散したときは「浦添市立中央公民館団体登録取消届」(様式第4号)をすみやかに提出しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 公民館は、登録を受けた団体が次のいずれかに該当するときには、登録を抹消することができる。

- (1) 登録申請の内容や施設利用において虚偽があったとき
- (2) 登録の要件を欠くに至ったとき
- (3) その他、登録団体としてふさわしくない行為等があったとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社会教育推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。